(株)センク21は、水産庁より 「水産関係公共工事等発注者支援機関」に認定 されました。

水産庁の「水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会」より、水産関係公共工事等に関する発注関係事務についてこれまで弊社が培った豊富な業務実績が評価され、水産関係公共工事等の発注者を支援するための発注関係事務を適切かつ公平に実施することができる機関として認定されました。

地方公共団体等の担当者の皆様におかれましては、水産関係公共事業等の発注事務に関するご相談がございましたら、弊社にお気軽にご相談下さい。

[発注関係事務の内容]

- ①設計・積算補助
 - ・設計図書(仕様書、図面等)の作成補助
 - ・積算書(積算、積算参考資料)の作成補助
- ②技術審査補助
 - ・入札に関する技術的(総合評価方式等)資料及び参考資料等の作成補助
 - ・技術的資料の審査業務補助
- ③監督補助
 - ・工事の監督補助
 - ・施工段階確認補助
 - ・施工状況及び体制の評価補助
- 4検査補助
 - ・中間及び完成時の検査補助
 - ・施工者及び担当技術者の評価補助

株式会社 センク21 殿

水産関係公共工事等発注者支援機関 認 定 証

令和2年6月8日付けで提出のあった、水産関係公共工事等発注者支援機関に関する申請について、公共工事の品質確保の促進に関する法律第21条第4項に基づいて、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価を目的として定めた、水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度要項に基づき評価した結果、適切と認められるので、貴機関を水産関係公共工事等発注者支援機関として認定します。

なお、本証の有効期間は令和2年7月31日から令和8年3月31日まで とします。

令和2年7月30日

水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会 委員長 八木

